

2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務仕様書

1 業務目的

本業務は、2027 年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）において、国内外へ本県の魅力を効果的に発信し来県者増加を促すため、梅を核とした和歌山県の特産品、観光地、伝統文化や芸能、熊野白浜リゾート空港の利用に係る PR を行う催事内容や進行方法を盛り込んだ実施計画を策定し、また、催事実施に向けた準備業務等を行うことを目的とする。

2 業務名

2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

4,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 「2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事（以下「催事」という。）」の概要

（1）テーマ：和歌山 DAY こころの旅路つながる

（2）基本的な考え方：催事を通じて和歌山の精神性や魅力を国内外の来場者に体験していただくことにより、博覧会テーマ「幸せを創る明日の風景」や「自然との調和」、「緑や農による共存」の実現に寄与することを目的とする。
具体的には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」にも表される本県の歴史・文化やその背景にある自然に対する畏敬の念、人と自然のかかわりから生み出された地場農作物や特産品など、人と自然、人と技術、人と人のつながりによる「こころの旅路」を発信し、大阪・関西万博における和歌山 DAY テーマ「こころの旅路はじまる」から本博覧会に「こころの旅路」を「つなぎ」、来場者の和歌山への関心の増加や来県へ「つなげ」る。

（3）開催日：2027 年 6 月 12 日（土）

（4）場所：横浜市（旧上瀬谷通信施設跡地）2027 国際園芸博覧会催事場

（5）構成：ステージ 客席最大 300 席程度

展示・物販ブース 長机等

その他の構成・既存設備については「2027 年国際園芸博覧会 催事場 催事施設利用ガイド」のとおり）

6 業務概要

「和歌山 DAY こころの旅路つながる」をテーマとし、催事場での「ステージイベント」及び「展示・物販ブース」にかかる以下の業務を行う。

（1）実施計画の策定

「2027 年国際園芸博覧会 催事場 催事施設利用ガイド」の内容を踏まえ、催事場で実施するステージイベント及び展示・物販ブースの内容や進行方法等の詳細な内容を盛り込んだ実施計画を策定する。

（2）概算経費の積算

実施計画に基づき、令和 9 年度における 2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事運營業務（仮）（以下「運營業務」という。）に係る経費について積算する。

（3）運營業務の準備業務

催事に出演する出演者の依頼、博覧会協会及び出演者との連絡調整、チラシのデザインデータの制作、映像素材の撮影および収集を行う。

7 各業務の内容

（1）実施計画の策定

ア 実施計画に記載する項目はおおむね下記①～⑥のとおりとし、県との協議を行い決定する。
なお、本業務の公告日時点において「2027 年国際園芸博覧会 催事場 催事施設利用ガイド」
等で公表されていない設備等の内容については仮定で作成すること。

- ①開催概要
- ②ステージイベント計画（イベント概要、会場整備等）
- ③展示・物販ブース計画（展示・物販ブース概要、会場整備等）
- ④運営計画（運営マニュアル、スタッフの役割及び配置計画等）
- ⑤広報計画（広報・PR、記録等）
- ⑥開催準備計画（リハーサル計画、開催スケジュール等）

イ 令和 9 年度における運營業務に係る経費は 19,000 千円（税込み）を上限として計画すること。

ウ ステージイベント及び展示・物販ブースへの集客を図るとともに、来場者の訪問意欲を高め、和歌山県を強く印象付けられる企画を立案すること。

エ ステージイベントの企画内容については、博覧会テーマに沿うものであるとともに、和歌山県の以下①～④に係る PR を行うものであること。

- ①特産品
- ②観光地
- ③伝統文化または芸能
- ④熊野白浜リゾート空港
- ⑤2027 年国際園芸博覧会における屋外出展 PR（和歌山県出展を含む 3 者程度）

オ 展示・物販ブースにおいては、ブースを区分し展示や物販を実施するため各ブースの装飾について企画すること。以下①～⑧は県が想定しているブース案であるが、④については商品の販売スタッフの手配、⑧については温泉水の運搬・足湯設備の貸与についても運營業務委託内容に含むものとする。

なお、以下①～⑧の案は提案者独自の提案を妨げるものではない。新たな案がある場合はその内容を企画すること。

- ①「出前紀州館」として県産品（梅酒含む）販売
- ②GI 梅酒の試飲・PR
- ③梅酒・梅シロップの作成体験
- ④和歌山一番星アワード認定商品の PR・販売
- ⑤県特産品である花き、梅、新しょうがの実物 PR 展示
- ⑥世界農業遺産梅システムを中心とした展示（説明パネル、炭琴の展示等）
- ⑦熊野白浜リゾート空港 PR にかかるノベルティ配布
- ⑧県内温泉の足湯体験

カ 来場者に和歌山県の梅干しや花き、新しょうが（各 500 名分）の配布を実施するために必要な運搬、会場内の動線確保、配布スタッフの手配を行うこと。なお、梅干し、花き、新しょうがの購入については委託内容に含めない。

(3) 概算経費の積算

実施計画に基づく内容で催事を開催するために必要と想定される業務に係る経費について漏れなく計上すること。

(4) 運營業務の準備業務

ア 出演者の出演交渉及び連絡調整

催事のステージイベントで伝統芸能の披露等を行う団体等に対し出演交渉を行い、出演にかかる各種連絡調整を行うこと。

イ 博覧会協会及び関係機関との連絡調整

博覧会協会や保健所等関係機関との連絡調整を行い、出展者が博覧会協会に提出しなければならない届出書類のほか、消防署や保健所等への各種許可書類等を作成すること。

ウ 観覧者募集チラシのデザインデータ作成

観覧者募集に際し作成するチラシのデザインを作成すること。

エ 映像素材の撮影および収集

ステージイベント前後に使用する映像素材の収集を行うこと。また、既存映像素材の活用ができず、令和 8 年度中に撮影が必要なものについて撮影を行うこと。

なお、新規撮影する場合は、事前に撮影計画を作成し、撮影方針や対象等について発注者と調整すること。また、関係機関との調整を十分に行い、手続等の撮影に必要な一切の業務を受託者で行うこと。

8 成果物の納品

(1) 下記の成果物については、納期までに全て電子データで納品すること。なお、博覧会協会との連絡調整の状況により、納期を変更する可能性がある。

ア 実施計画の原稿及び使用した図等素材 【素案】令和9年1月20日(水)

〃 【最終版】令和9年3月31日(水)

イ 催事ステージイベントで使用する映像の素材 令和9年3月31日(水)

ウ 運営業務の概算見積り 令和9年3月15日(月)

エ チラシのデザインデータ 令和9年3月31日(水)

(2) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより発注者及び第三者が損害を受けた場合は全て受託者の責任と負担により原状回復及びその賠償責任等について対応すること。

9 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、受託者は、成果物に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

10 情報漏洩等の防止

知り得た個人情報、機密情報等については、十分な管理を行い、外部への漏洩等を防止すること(別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること)。

11 注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時委託者に報告して誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行するとともに、博覧会協会が定める事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、円滑な業務遂行のため、業務の統括を行う統括責任者と、業務遂行に必要な担当者を配置しなくてはならない。また、担当者の中で、主として業務に当たる主たる担当技術者を定めること。
- (5) 本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等あらゆる事項に係る支払業務を行うこと。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。
- (7) 提案されたステージイベントについては、その一部を市町村の企画するイベントに変更する場合がある。
- (8) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (9) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (10) 委託者が認めた第三者が成果物を二次利用する場合がある。
- (11) 本業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (12) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (13) 契約の締結にあたり、委託者は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (14) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議を行い決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場

合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が

記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第 14 の 4 関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

(受託者)

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第 14 の 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容